

# 所得税および復興特別所得税(※)の申告は自分で作成してお早めに!

平成26年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けは、2月16日(月)から3月16日(月)までです。

申告期限近くになると、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書は自分で作成して、できるだけお早めの提出をお願いします。

※平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。



## 申告書を作成するときは

申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。「所得税及び復興所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁HPからダウンロードできます。また、国税庁HPの「申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税および復興特別所得税の確定申告書などを作成できます。作成したデータは、e-ITaxを利用して提出することができますほか、印刷した「書面」により提出することもできます。

## 税務署閉庁日の提出方法

閉庁日(土・日曜日・祝日等)は税務署での相談・受付は行っていないませんが、申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

## 納期限は3月16日(月)

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。忘れずに、お近くの金融機関(銀行、郵便局)または税務署

窓口で納付をお願いします。

## 所得税の納税は、「振替納税」が便利です

振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月16日(月)までに提出いただくだけで、指定の預貯金口座から振替納付日に自動的に納税が行え、金融機関等に出向く必要もなく、うっかり納期限を忘れることもない、大変便利で確実な納付方法です。

## 振替納税利用者の振替納付日は4月20日(月)

振替納付日に指定口座の残高が不足していると、振替納付ができなくなりますので事前にご確認ください。

※預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

## 確定申告は正しく

所得税は、納税者自身が税法に従い所得金額と税額を正しく計算して申告する「申告納税制度」を採用しています。確定申告しなければならぬのに期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると納税額の他に加算税や延滞税が賦課される場合がありますので、ご注意ください。

## バイク・軽自動車の各種変更申請は3月末までに手続きを!

軽自動車税は、毎年4月1日現在にバイク・軽自動車を所有している方に課税されます。所有者が転入・転出した場合には、住所変更の手続きを、廃棄・譲渡をした場合には、廃車や名義変更の手続きを3月末までにしてください。手続きがされない場合は、その年度の軽自動車税は所有者に課税することになります。また、所有者が死亡したときは、必ず名義変更などの手続きをお願いします。

詳細については、下記窓口にお問い合わせください。

車種	取扱窓口
原動機付自転車(125cc以下)	市役所市民税課
ミニカー 小型特殊自動車	吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所
二輪の小型自動車(250cc超)	☎050-5540-2027 (テレホンサービス)
三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所
	☎050-3816-3112 (テレホンサービス)

※盗難や紛失の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車手続きをしてください。

※車種により、取扱窓口が異なります。

※軽自動車は、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

☎市民税課諸税担当 ☎22-2209

## 個人白色申告の方は、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

これまで、個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方は、記帳と帳簿書類の保存が必要とされてきました。

平成26年1月から、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方が対象となりました。(所得申告の必要がない方を含みます。)

保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁HPをご覧ください。

☎秩父税務署 ☎22-4433 ※自動音声案内2番 国税庁HP(「国税庁」で検索)